

## 主な内容

- 2面 論説、会長あいさつ
- 3面 当面の問題シリーズ
- 4～5面 合同セミナー要旨・抜粋
- 6面 国会議員が税務支援を視察

# 東京税政連

発行所 東京税理士政治連盟  
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1  
東京税理士協同組合会館3階  
電話 03(3356)4479  
【URL】<https://t-seisei.jp>

編集発行人  
広報委員長

小倉 修

当機関紙は、東京税理士会会員の皆様にご送付しております。



A photograph showing six men in dark suits and white shirts seated at a long, light-colored conference table. They are all wearing white surgical masks. The men are positioned along the length of the table, facing towards the left side of the frame. Each man has a green bottle of hand sanitizer on the table in front of him. The table is covered with papers and small nameplates. The background is a plain, light-colored wall with a whiteboard and a door visible on the left.

国会議員を交えてのパネルディスカッション

## 立憲民主党との懇談会開催



熱心な意見交換が行われた

本連盟は東京税理士会と  
共催で2月10日、合同セミ  
ナー（基調講演及びパネル  
ディスカッション）を衆議  
院第一議員会館にて開催し  
た。

松本洋平議員は、自身が国会議員になる以前の会計士として、バブル期以降の経済状況や金融機関の状況を説明した。加えて、本年1月に内閣府が公表した資料を基に、①中長期的なマクロ経済・財政について、②今後

## 松本洋平議員が基調講演

## 合同セミナーを開催

5年度税制改正大綱を読む」をテーマに、熱心な議論が行われた。

が務め、矢野目部長による令和5年度税制改正大綱の全体的な説明に続き、個人

## 税制改正の意見書を議決

季節圖

本連盟は1月30日、衆議院第一議員会館において立憲民主党との懇談会を開催した。  
5回目の懇談となる今回も、昨年末に税制改正大綱が公表されたが、本連盟の要望をテーマに、倉会長より、次のあいさつがあつた。  
「令和5年度税制改正に関する要望」をテーマに、約30名の本連盟役員等が参加して行われた。

これを受け、同党の東京都連合会顧問である海江田万里衆議院議員から次のあいさつがあった。

ちょうど本日より予算委員会が開始された。ご承知のとおり、東京税政連の要望事項に関しては予算委員会での質疑が肝要となる。

昨年に引き続き、この懇談会でいただいた要望を闇に連する委員会に対応したいと考えてるので、これまで陳情などで要望は伺っているが、本日は改めて詳

員より回答と説明で応じた。  
なお、出席した国会議員は、次のとおり。

細な説明をお願いしたいと考えている。

続いて、本連盟の森下清隆政策委員長より、「令和5年度税制改訂に関する建議・要望」から、インボイス制度に関する柔軟な運用をはじめとする重要な要望事項を中心に説明があった。

次に今回参加された同省の議員全員からのあいさつに続き意見交換に入るところ議員からは、インボイス制度導入の導入、確定申告期の1ヶ月うつし倒し、災害損失控除の創設などに關し質問があり、これに対し本連盟役員より回答と説明で応じた。

なお、出席した国會議員は、次のとおり。

が務め、矢口部長による令和5年度税制改正大綱の具体的な説明に続き、個人所得税、資産課税、法人税、消費税について、参加した約100人の会員の前で熱心な議論を戦わせた。なお、今回の開催にあたっては、マスクの着用・三密回避など感染症対策を施して開催した。

## 重要な改正要望事項

1. 消費税の税率を単一税率とし、低所得者に対する給付金の交付措置により逆進性対策を講ずること。
  2. 役員給与税制を抜本的に見直すこと。
  3. 所得税の確定所得申告書の提出期限について、期限を見直すこと。

東京税理士会は、3月17日開催の理事会において、「令和6年度税制及び税務行政の改正に関する意見書」を議決した。この中で、左記の3項目が重要な改正要望事項として挙げられている。

首相が掲げた「異次元の少子化対策」を巡り、我が国のあるべき姿を見据え、N分N乗方式や児童手当の増額など議論が進んでいる。背景としては、出生数が80万人を割り込み、また出生から死亡を差し引いた自然減少は78万人となつたこと。この事は毎年、佐賀県の人口相当が減っていく水準と同等であり、あらゆる分野での人手不足を招くとともに、年金制度はもちろん、社会の維持が困難となる事が予想される。まずは児童手当の所得制限の撤廃は必要ありと考える。晩婚化が増えている傾向を考えれば夫婦いすれかが年収960万円のラインで制限がされるとなると、共働き、ワンオペなど様々な働き方がある中で不合理であり見直すべきであると思う。▼次に年少扶養控除。児童手当の取り扱いと一体で考える必要があるが、政権交代の糺余曲折でひびつなまであり復活を願いたい。これらについて、財源の問題も付きまとう。消費税増税や高齢者世代の負担などもあり得るかもしれない。さて税率統一としてはかねてより基礎控除へのシフトと基礎的ない控除の引き上げを希望しているが、今一度、少子化対策の視点からもどのような税政策が好ましいのか議論を深め建議権を行使していくのも私たちだからこそ出来ることではないだろうか。

さあ！コロナ禍前に再始動  
会長あいさつ

名倉 明彦

新緑の香る5月を迎え、会員の皆様にはいかがお過ごしでしょうか。さて、皆様ご承知のとおり、新型コロナウイルス感染症の扱いに関する議論は、今月8日より第2回類か



## さあ！コロナ禍前に再始動

会長あいさつ

名倉 明彦

季節性インフルエンザと同じ第5類へと移行されます。これまで3年近くになります。本連盟では各委員会の会議や研修会などの行事につきましては、規模の縮小又は開催を見送るなどしてきました。すでにマスクにつきましては、3月より個人の判断に委ねられており、これでよいよコロナ禍以前の状況に近づいたこととなります。

新緑の香る5月を迎えて、会員の皆様にはいかがお過ごしでしょうか。さて、皆様ご承知のとおり、新型コロナウイルス感染症の扱いに関する議論は、今月8日より第2回類か

伴い各会議及び各行事などを実行予定としております。これまで、会員の皆様には不便をおかけしましたが、今後も変わらぬご協力をお願いいたします。また、現在、政策委員会におきまして令和6年度税制改正要望の検討を行っております。国民のための税制改正実現に向けた活動は、本連盟の諸活動の中で最も重要なものに位置づけられております。今年も昨年同様に取りまとめた税制改正要望の実現に向け、5月の早期陳情や8月の一斉陳情など積極的に活動していきますので、皆様のご協力をお願いいたします。

## 税制改正要望を意見交換

中小企業関係団体との懇談会

全国商工会連合会、東京都商業団体中央会、東京都中小企業団体中央会(順不同)。

明があった。

続く第二部では、インボ

スの導入開始に向けた中

小企業の準備状況と対応や

事業承継をテーマに行わ

れ、本年10月開始のインボ

ス制度並びに各団体が重

要項目として挙げる事業承

継の問題を中心に活発な意

見交換が行われた。

なお、当日参加した関係

団体は次のとおり。日本商

工會議所、東京商工会議所、

全国商工会連合会、東京都

商業団体中央会、東京都中小企

業団体中央会(順不同)。

明がありました。

続く第二部では、インボ

スの導入開始に向けた中

小企業の準備状況と対応や

事業承継をテーマに行わ

れ、本年10月開始のインボ

ス制度並びに各団体が重

要項目として挙げる事業承

継の問題を中心に活発な意

見交換が行われた。

なお、当日参加した関係

団体は次のとおり。日本商

工會議所、東京商工会議所、

全国商工会連合会、東京都

商業団体中央会、東京都中小企

業団体中央会(順不同)。

明がありました。

続く第二部では、インボ

スの導入開始に向けた中

小企業の準備状況と対応や

事業承継をテーマに行わ

れ、本年10月開始のインボ

ス制度並びに各団体が重

要項目として挙げる事業承

継の問題を中心に活発な意

見交換が行われた。

なお、当日参加した関係

団体は次のとおり。日本商

工會議所、東京商工会議所、

全国商工会連合会、東京都

商業団体中央会、東京都中小企

業団体中央会(順不同)。

明がありました。

続く第二部では、インボ

スの導入開始に向けた中

小企業の準備状況と対応や

事業承継をテーマに行わ

れ、本年10月開始のインボ

ス制度並びに各団体が重

要項目として挙げる事業承

継の問題を中心に活発な意

見交換が行われた。

なお、当日参加した関係

団体は次のとおり。日本商

工會議所、東京商工会議所、

全国商工会連合会、東京都

商業団体中央会、東京都中小企

業団体中央会(順不同)。

明がありました。

続く第二部では、インボ

スの導入開始に向けた中

小企業の準備状況と対応や

事業承継をテーマに行わ

れ、本年10月開始のインボ

ス制度並びに各団体が重

要項目として挙げる事業承

継の問題を中心に活発な意

見交換が行われた。

なお、当日参加した関係

団体は次のとおり。日本商

工會議所、東京商工会議所、

全国商工会連合会、東京都

商業団体中央会、東京都中小企

業団体中央会(順不同)。

明がありました。

続く第二部では、インボ

スの導入開始に向けた中

小企業の準備状況と対応や

事業承継をテーマに行わ

れ、本年10月開始のインボ

ス制度並びに各団体が重

要項目として挙げる事業承

継の問題を中心に活発な意

見交換が行われた。

なお、当日参加した関係

団体は次のとおり。日本商

工會議所、東京商工会議所、

全国商工会連合会、東京都

商業団体中央会、東京都中小企

業団体中央会(順不同)。

明がありました。

続く第二部では、インボ

スの導入開始に向けた中

小企業の準備状況と対応や

事業承継をテーマに行わ

れ、本年10月開始のインボ

ス制度並びに各団体が重

要項目として挙げる事業承

継の問題を中心に活発な意

見交換が行われた。

なお、当日参加した関係

団体は次のとおり。日本商

工會議所、東京商工会議所、

全国商工会連合会、東京都

商業団体中央会、東京都中小企

業団体中央会(順不同)。

明がありました。

ところで、この紙面にて  
再三お伝えしているところ  
は、いつも筆がかかるのが、組  
織率の伸び悩みです。この状  
況を受け、本連盟は東京税政連  
の協力を得て、支部と単  
位税政連との連携強化を呼  
びかける機会をいただきま  
した。

税理士会と兵庫で「中小企  
業関係団体との懇談会」を  
開催した。30回目という節目の開催  
を迎えた今回は、第一部で  
代々木の全理連ビルにおいて  
開催されました。第一回部では、  
税理士会の協力を得て、支  
部長の方々が参集される会  
議などを通じて、支部と単  
位税政連との連携強化を呼  
びかける機会をいただきました。

税理士会は、この状況に

本連盟では、この状況に





ただ、今回は論点に拳がらなかつたのですが、地方税の外形標準課税に関しては、これは資本金1億円以上の中会社に課税する訳ですが、いま減収が続いていることから、徐々に法人税は減少しており、地方税はどうなんだという話もあります。また、グループ会社化、持株会社化をすることによって、本当に大きな工場でも地方にあっても、資金金が2000万円ですと、全部親会社が持っているところが結構あります。どうするのかという話が出ました。今回見送りましたが、来年以降、議論の対象になるものと思われます。

的に見ればもちろんデータ化したほうがいいと誰もが思いますが改めて先生方に説明していただければと思います。

矢口目 確かに中長期的にはその様な方向性だと国側は言及しているので、その流れで行くものと思われます。しかし、いきなりすぎるという意見があり、加えて様々固い要件がついています。検索要件など用意しなければならないものが多くついていますので非常にやりにくい。特に中小企業に関しては、専門の人がないのでデータ化も容易ではない。安価で誰でも対応できるようなソフトができればよいのですが、なかなか現実は難しいと思われますので、しばらく年数が必要だというのが現場の意見です。

森下 単純にパソコンにデータを残しておけばよいという話ではなくて、その残し方についていろいろ要件があるようです。検索が設定されていて、それがいきなりということで見なさいとか、改ざんできないうようにとか、細かく要件が設定されていて、それがあらすぐに取れるようにします。あるものと思われます。

菅原 今回の改正で大前提の2年間の猶予規定をま

す廢止するというメッセー  
ジがありますということです。ということは、令和4  
年までは紙と両方で出力し  
ても大丈夫。令和6年以降、  
今回はこの改正になつてい  
るけれども、基本的にはテ  
ータを取つておかねばなら  
ない。結局、税務調査の際  
に今まで紙でできていたも  
のが、データから拾うとい

い。それを徐々にアップデートして、そのうちに紙と切り離して行く行くはデジタルのみということがでます。この検索要件等は緩和されていますし、できない理由にやむを得ない点が見られたといふことです。

■ 消費課税について

森下 最後に消費課税。ご承知のとおり3月31日までの登録申請期限が、実質延長になつたということです。課税序が目指すところに現場がついてこられない。12月には売上げの消費税の2割というような制度も新たにでてきました。菅原副会長、総括してどのような感じでしょうか。

「税政連サポート募金」に  
ご協力をお願いします

本連盟は、国民のための税理士制度及び租税制度を確立するために必要な政治活動を行っています。

税政連へのご協力をお願いいたします。  
※募金用の郵便振込用紙を挟み込んでおります。

Support 2023 1□ 5,000田

税政連・共創・ト暮金子協力会を願い、吉原

「税政連サポート募金」は政治資金規正法の関係上、個人の税理士の方を対象としております。法人にお勤めの方がお振込をされる場合は個人名をご記入下さいますようお願い申し上げます。また、個人の方についても日本国籍を有する方に限らせていただきます。(規正法第2条第1項第22条の5)

ターンで増税になることがあります。次に少額特例で6年間経過措置ですが1万円満額、これを税理士会は3円未満で要望したところ、売上高や年数が制限されましたが、この様な3万円を要望が実現しなかったが1万円となっただけで、税理士会の要望が通ったと感じます。多少あったと感じていますが、我々の要望を奏功しているのかを伺いたいです。

上野 税理士議連から額取引と80%を3年間延長してほしいとの要望をいたしましたので、それは宮沢会長にもしっかりとお話を引いてやりましたよと話がされました。それから8割延長の件は、制度を動か

たあとに状況を見てから子  
の税理士が「税理士た  
るため、まさに『税理士大  
統領』や税理士議連の活動が一  
つの成果を挙げたものと理解す  
ることになります。

また、検討のプロセスの中で、免  
税が課税に変わった場合に2割の話  
が出ましたが、それは党内の議論  
中で、一応免税事業者は  
ばらくの間、免税を選択  
する場合でも8割控除の対  
象になるので、仕入税額控  
除の対象になるのでよいこと  
ではないかということにな  
りました。

一方、課税を選択した場合には  
メリットがないとの意見が  
見出されましたので、そな  
れを財務省で受け止めてても  
いい、その制度が出来たことによ  
うであります。

森下　ありがとうございますが、  
パニリストの方々から貴重  
なお話を聞けて、大変参考  
になりました。

次の世代につなげていきたいもの それは、税理士どうしの助け合い

## 税理士団体保障

税理士も職員も  
個人単位で加入  
できる生命保障。  
(災害割増特約付)

# おしどり保障

税理士と  
その配偶者のみが  
加入できる  
ご夫婦の生命保障。  
(死亡・高度障害を保障)



# 团体介護保障

税理士と配偶者、  
それぞれの親が  
加入できる  
介護保障。

## 個人年金

税理士も職員も  
個人単位で加入  
できる年金積立。  
  
月々1万円から積立可能

詳細のお問合せ  
お申込みは



## にちぜいきょうさい 日本税理士共済会

TEL 03-5740-0321

<http://www.zeirishikyosai.com>

日本税理士共済会は、公益財団法人日本税務研究センターが運営する「日税研通信ゼミ」を支援しています。

## 令和4年度税務支援視察の実施一覧(実施日時順)

(敬称略)

日付	曜日	視察者	党派	選挙区	会場
1月25日	水	小田原 潔	自民党	21区	多摩市役所 西会議室
1月26日	木	下村 博文	自民党	11区	常盤台地域センター
1月30日	月	松島みどり	自民党	14区	みどりコミュニティセンター4F
1月31日	火	平 将明	自民党	4区	大森東特別出張所
2月2日	木	越智 隆雄	自民党	6区・比	三茶しゃれなあと、梅丘パークホール
		石原 伸晃	自民党	元職、8区	久我山会館、永福和泉地域区民センター
2月3日	金	平沢 勝栄	自民党	17区	金町地区センター
		高木 啓	自民党	東京・比例	北とぴあ7階第一研修室
		長島 昭久	自民党	18区・比	府中市市民活動センター プラット
2月6日	月	白 真輔	立憲 元職 参・ 全国比例区	としま区民センター5階503・504会議室	
		石原 宏高	自民党	3区・比	スクエア荏原、大井町きゅりあん
		海江田万里	立憲	1区・比	若松地域センター
		山田 美樹	自民党	1区	麹町支部会館
2月7日	火	松原 仁	立憲	3区	スクエア荏原、大田区横町集会室
		辻 清人	自民党	2区	月島区民館
2月13日	月	萩生田光一	自民党	24区	八王子市役所
2月14日	火	伊藤 達也	自民党	22区	狛江市民センター地下ホール
2月15日	水	海江田万里	立憲	1区・比	飯田橋セントラルプラザ 区境ホール
2月20日	月	山田 美樹	自民党	1区	千代田区万世橋出張所
		海江田万里	立憲	1区・比	千代田区万世橋出張所

## 税理士の役割をPR

税務支援を視察  
国会議員が

所得税の確定申告期間中に  
税理士会の税務支援事業が実  
施された。本連盟でも推薦国  
会議員等の税務支援事業の理  
解を深めるために、視察を進  
めた(17議員、延べ22会場)。



1月25日 小田原潔議員



1月30日 松島みどり議員



1月26日 下村博文議員



2月2日 越智隆雄議員



1月31日 平将明議員



2月3日 高木啓議員



2月3日 長島昭久議員



2月3日 平沢勝栄議員



2月2日 石原伸晃前議員



2月7日 辻清人議員



2月6日 白眞輔前議員



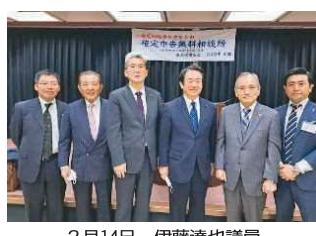
2月6日 石原宏高議員



2月6日 山田美樹議員



2月20日 海江田万里議員



2月14日 伊藤達也議員



2月13日 萩生田光一議員



2月7日 松原仁議員

日税グループ

(税理士界一筋おかげさまで50周年)

株式会社 日税ビジネスサービス

株式会社 日税不動産情報センター

株式会社 共栄会保険代行

株式会社 日税サービス

株式会社 日税経営情報センター

株式会社 日税信託

「税理士とその関与先のために」

この経営理念のもと、日税グループは創業以来、各種商品やサービスをワンストップで提供してまいりました。

税理士とその関与先のために  
50th  
NICHIZEI GROUP



業務に役立つ専門図書や東京会参考書式が充実  
**東税協直営売店**

組合員・準会員の皆様へ **3つの特典**

1. 一部の商品を除き定価の10%割引
2. 1回のお買上げ金額10%割引後、税込5,000円以上は送料無料  
優待券ご利用の場合は、差し引き前金額が税込5,000円以上で送料無料となります。
3. 代金後払いサービス  
優待券をご利用いただけます(有効期限内に必ず発送可能な商品に限ります)。  
ホームページ・FAXにてご注文ください。

直営売店をご利用の際は **組合員証・準会員証をご提示ください**  
直営売店の利用実績を支所交付金に反映させるために組合員証・準会員証のご提示が必要となりますので、ご協力くださいますようお願いいたします。



2022年  
発行分

直営売店で利用できる

組合員・準会員特別優待券 及び 新規加入優待券 の **期限切れ** にご注意ください



**有効期限は**  
**2023年**  
**6月30日(金)**

優待券は、直営売店での書籍購入(ホームページ・FAX注文／会員研修会会場での出張販売等含む)のほか、《会則3時間》組合員等研修会・「東税協／日税フォーラム」を会場で受講される際もご利用いただけます。

※研修会の開催情報につきましてはホームページをご確認ください。

東税協ホームページ「研修会」



※2023年発行の新規加入優待券の有効期限は2024年6月28日(金)です。

くお問い合わせく

東京税理士協同組合直営売店 TEL.03-3354-6141(代) FAX.03-3354-6446

**すみふの仲介ステップ**

全国**249**営業センター<sup>\*</sup>のネットワークで  
不動産の売買・購入・賃貸のお取引をサポート。

\*2023年3月1日現在

不動産の査定資料は無料で作成いたします。

ご利用いただいた税理士ご本人様には  
割引特典、ご紹介の場合は、成約時に  
ご紹介料をお支払いします。

「紹介(査定)カード」を利用ください。  
「紹介(査定)カード」は本組合HPからダウンロードできます。  
ご記入の上、FAXまたはメール送信してください。

**住友不動産販売** **0120-166-100**  
営業推進室 営業時間:9:00~17:00(平日)

Audi Japan Sales 法人営業室  
対象のAudi新車に特別ご優待を実施しております。



Audi初のプレミアムコンパクト電動SUV

組合員及び準会員の皆さまには特別ご優待!  
「紹介カード」を利用ください。

「紹介カード」は本組合HPからダウンロードできます。  
ご記入の上、FAXまたはメール送信してください。

「紹介カード」送付先  
東京税理士協同組合業務課  
TEL.03-5363-2008  
E-mail:gyoumu@tozeikyo.or.jp

【特典内容等のお問い合わせ先】 Audiジャパン販売株式会社 法人営業室

担当: 館 TEL./080-3304-8904 E-mail./Shigemitsu\_Tate@audi-sales.co.jp

担当:高岡 TEL./080-4096-1151 E-mail./junichi\_takaoka@audi-sales.co.jp

\*他のキャンペーンとの併用ができない可能性もございますので、詳しくは上記問い合わせ先にご確認ください。

**東京税理士協同組合** <https://www.tozeikyo.or.jp>

**組合事務局**

〒151-0051  
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1  
東京税理士協同組合会館  
TEL 03(5363)2011(代) FAX 03(5363)2008



**直営売店**

〒151-0051  
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-6  
東京税理士会館1階  
TEL 03(3354)6141(代) FAX 03(3354)6446

